

南砺市伝統的工芸品購入・再生促進補助金の概要

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響、生活様式の変化など伝統産業を取り巻く環境の変化により需要が低迷している南砺市内の伝統的工芸品の販売並びに既存製品の再生及びリニューアルを促進するため、伝統的工芸品の購入者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものです。

【補助対象者】

○交付対象となる者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 対象期間内に、指定店舗で井波彫刻、五箇山和紙を対面販売で購入した者
- (2) 次に掲げる者は、補助対象としません。
 - 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する南砺市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する個人
 - 2) 市税の滞納がある個人
 - 3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める個人

【補助要件】

○補助対象経費 市が指定する期間と店舗等における伝統的工芸品購入費

- (1) 商品購入代金（※送料等は対象外とします。）
- (2) 取扱店舗は以下のとおり
井波彫刻：井波彫刻協同組合（井波彫刻総合会館）、いなみ木彫りの里、よいとこ井波、組合加入の組合員が販売する市内の店舗
五箇山和紙：五箇山和紙の里（道の駅たいら）、東中江和紙加工生産組合、（農）五箇山和紙 が販売する店舗
- (3) 令和4年1月1日から令和5年1月31日までの間に購入された伝統的工芸品を対象とします（期間限定、通信販売は対象外）。
- (4) 申請期限は、令和5年1月31日とします。郵送は当日消印有効、持参は当日5時15分まで。

【補助対象経費】

○補助金の交付の対象となる事業、経費等は、別表に定めるとおりです。ただし、既に他の補助金等の交付の対象とされた経費を除きます。 (別表)

補助事業	補助対象経費	補助率	期間限度額
伝統的工芸品購入・再生促進事業	伝統的工芸品の購入代金 (3千円以上)	補助対象経費の 3分の1以内	3万円以内（当該年度のみ1回限り。）

※別表により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。

※補助金の交付は、同一補助対象者につき期間限度額内とします。

【補助金交付に必要な書類】

○交付申請時

- ・伝統的工芸品購入・再生促進補助金交付申請書兼請求書（別記様式）（商品が複数ある場合は別紙に記載のこと。）
- ・商品写真、領収書の写し、その他市長が必要と認める書類
- ・振込口座がわかるもの

【お問合せ・申請先】

939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地 南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 地域経営係
TEL：0763-23-2018 FAX：0763-52-6348 代表メール shokoka@city.nanto.lg.jp